

○財務省告示第三百十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十五年九月十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百 十二回）、利付国庫債券（三十年） （第八回、第九回、第十四回、 第十五回、第十七回、第二十回、 第二十三回、第二十四回、第二 十五回、第二十六回、第二十七 回、第二十八回、第三十一回、 第三十三回、第三十五回及び第 三十七回）及び利付国庫債券（四 十年）（第三回、第四回及び第五 回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の	方	法	割り当てる。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利	回り	格	差	の	小	
六	発行額	発行	額	額	割	り	当	て	る	。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利
七	払込金額	払込	金	額	額	二	千	九	百	九	十	七	億	円					
八	最低額面金	最低	額	面	金	三	千	七	十	七	億	九	千	三	百	三	十	六	
九	振替単位	振替	単	位	五	万	千	円											
十	発行行	発行	行																
十一	発行価格	発行	価	格															

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率  
十三 経過利率  
十四 子の

(一) 別表のとおり  
 (二) 別表のとおり  
 式に、募入決定額に通知を受けた者  
 期日により払い出しむもの額を払込  
 各発行行対象国債の面額利率の  
 総額×各発行行対象国債の面額利率  
 100×各期の発行日かまで発行日  
 支規に於ける支場合には、  
 日(に)なる(に)は、  
 係る時において、その利率  
 に係る所得税が源泉徴収され



十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十五年九月十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十四年)	一・八%	平成二十二年四月二十四日	二百二十六億円
利付国庫債券 (第三十一年)	一・八%	平成二十二年四月二十四日	九十億円
利付国庫債券 (第三十一年)	一・四%	平成二十二年四月二十四日	六百十三億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・四%	平成二十二年四月二十六日	六十六億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・五%	平成二十二年四月二十六日	三百九十九億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・四%	平成二十二年四月二十六日	二十五億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・五%	平成二十二年四月二十七日	百九十三億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・五%	平成二十二年四月二十八日	百億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・五%	平成二十二年四月二十八日	百五十億円
利付国庫債券 (第三十一年)	二・三%	平成二十二年四月二十八日	十五億円

